

# (参考) 個人事業主の債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例

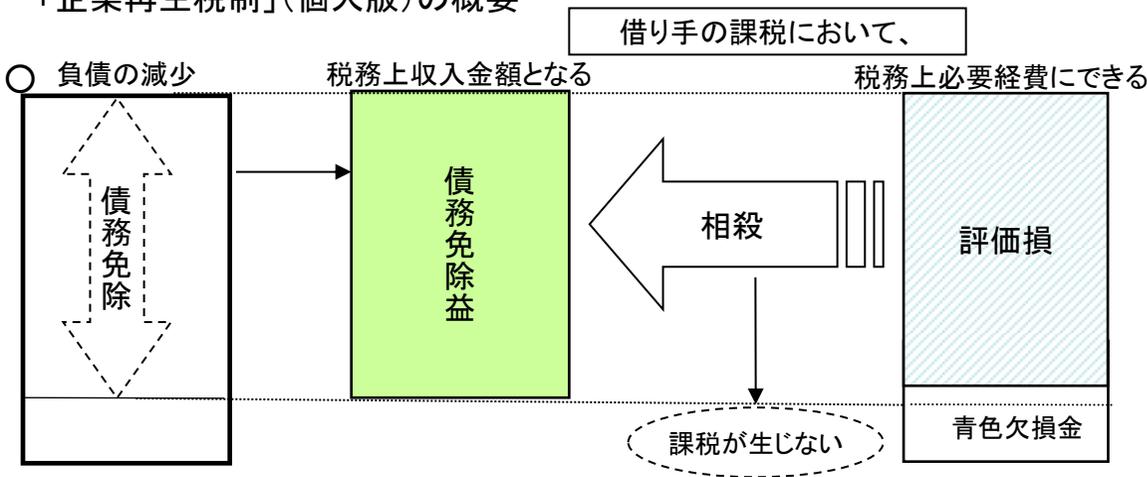
## 【現状及び問題点】

- 法人については、「合理的な再生計画」(注)に基づき、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されているところ。
- しかし、個人事業者については、合理的な再生計画に基づき、金融機関等から債権放棄を受ける場合であっても、所得税法においては同等の税制措置が講じられていない。
- このため、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。(注) 中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構等の準則に則り作成された計画。

## 【概要】

- 事業を営む個人が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産及び繰延資産等の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入する特例を創設。

## 「企業再生税制」(個人版)の概要



減価償却資産等の評価損について、必要経費算入が可能(注)

(注) 事業所得等の金額を限度とする